

第7回 制度設計ワーキンググループ
事務局提出資料
～供給計画・需給計画について～

平成26年7月30日(水)

○電気事業法改正にともない、平成27年度から広域機関が設置される予定。さらに、平成28年度からはライセンス制となり、発電・送配電・小売事業者等の区分がなされる予定。

○これらの制度変更に伴い、今後、供給計画の届出方法、対象事業者等が変更となる。

○合わせて、供給計画の記載要領や供給力等の計算方法等を定めた供給計画ガイドライン、また供給計画を取りまとめた上で、広域機関が電力の需給バランスをどのように評価するかについて議論する必要がある。

<改正電気事業法における供給計画関係箇所>

(第1段階改正)

- 第29条 電気事業者は、経済産業省令で定めるところにより、毎年度、当該年度以降経済産業省令で定める期間における電気の供給並びに電気工作物の設置及び運用についての計画(以下「供給計画」という。)を作成し、当該年度の開始前に、推進機関を経由して経済産業大臣に届け出なければならない。
- 2 推進機関は、前項の規定により電気事業者から供給計画を受け取つたときは、経済産業省令で定めるところにより、これを取りまとめ、送配電等業務指針及びその業務の実施を通じて得られた知見に照らして検討するとともに、意見があるときは当該意見を付して、当該年度の開始前に、経済産業大臣に送付しなければならない。
- 3 電気事業者は、供給計画を変更したときは、遅滞なく、変更した事項を推進機関を経由して経済産業大臣に届け出なければならない。
- 4 第二項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、第二項中「これを取りまとめ、」とあるのは「これを」と、「当該年度の開始前に」とあるのは「速やかに」と読み替えるものとする。
- 5 経済産業大臣は、供給計画が広域的運営による電気の安定供給の確保その他の電気事業の総合的かつ合理的な発達を図るため適切でないと認めるときは、電気事業者に対し、その供給計画を変更すべきことを勧告することができる。
- 6 経済産業大臣は、前項の規定による勧告をした場合において特に必要があり、かつ、適切であると認めるときは、電気事業者に対し、次の事項を命ずることができる。ただし、第三号の事項は、卸電気事業者に対しては、命ずることができない。
- 一 一般電気事業者、特定電気事業者又は特定規模電気事業者に電気を供給すること。
 - 二～四(略)
- 五 前各号に掲げるもののほか、広域的運営を図るために必要な措置として経済産業省令で定めるものをとること。

(第2段階改正)※赤字は第1段階改正時からの変更箇所

- 第29条 電気事業者は、経済産業省令で定めるところにより、毎年度、当該年度以降経済産業省令で定める期間における電気の供給並びに電気工作物の設置及び運用についての計画(以下「供給計画」という。)を作成し、当該年度の開始前に(電気事業者となつた日を含む年度にあつては、電気事業者となつた後遅滞なく)、推進機関を経由して経済産業大臣に届け出なければならない。
- 2 推進機関は、前項の規定により電気事業者から供給計画を受け取つたときは、経済産業省令で定めるところにより、これを取りまとめ、送配電等業務指針及びその業務の実施を通じて得られた知見に照らして検討するとともに、意見があるときは当該意見を付して、当該年度の開始前に(当該年度に電気事業者となつた者に係る供給計画にあつては、速やかに)、経済産業大臣に送付しなければならない。
- 3 (略)
- 4 第二項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、第二項中「これを取りまとめ、」とあるのは「これを」と、「当該年度の開始前に(当該年度に電気事業者となつた者に係る供給計画にあつては、速やかに)」とあるのは「速やかに」と読み替えるものとする。
- 5 (略)
- 6 経済産業大臣は、前項の規定による勧告をした場合において特に必要があり、かつ、適切であると認めるときは、電気事業者に対し、次に掲げる事項を命ずることができる。ただし、第一号に掲げる事項は送電事業者に対して、第二号に掲げる事項は小売電気事業者及び発電事業者に対して、第三号に掲げる事項は送電事業者及び発電事業者に対しては、命ずることができない。
- 一 小売電気事業者、一般送配電事業者又は特定送配電事業者に電気を供給すること。
 - 二～五(略)

＜広域機関に求める業務の内容＞（第6回 制度設計WGより関係箇所抜粋）

【需要想定】

○広域機関が行う向こう10年間の長期需要想定の方定方法及び会員が行う需要想定の方定に当たり参考となる情報提供の手順及び方法について、送配電等業務指針にて定める旨記載していること。

【供給計画】

○電気事業者が法第29条第1項に基づき、広域機関を経由して、国に届出を行う供給計画について、その取りまとめの手順及び方法を定めていること。

○その取りまとめに当たり、適宜、電気事業者へのヒアリングを行い、供給計画策定のためのガイドライン又は送配電等業務指針への適合性を確認する旨定めていること。

○電気事業者が、供給計画策定のためのガイドライン又は送配電等業務指針に照らして適切でない供給計画を提出している場合、その他安定供給を確保する観点から適切でない供給計画を提出している場合には、調整を行う旨定めていること。また、調整に応じない電気事業者がいる場合には、指導・勧告を行う旨定めていること。

○供給計画を取りまとめた後、送配電等業務指針等及びその業務の実施を通じて得られた知見に照らして検討を行い、必要に応じて意見を付し、国に提出する手順が記載されていること。

（供給計画のうち、需給について）

○需要に対して十分な電源投資が行われるよう、向こう10年間の長期需要想定及び供給力の見通しその他の情報を広く公表する旨定めていること。

【本日の論点】

- ・システム改革後の供給計画・需給計画の全体像
- ・関連する事項(供給計画ガイドライン・需要想定)の全体像

【今後の検討事項】

- ・供給計画・需給計画で求める内容の具体化(具体的様式を含む)
 - ・供給計画ガイドラインの内容の具体化
 - ・調整力の内容(量・質)の具体化
- ※第1段階・第2段階で異なる内容となる場合、各々について検討が必要

【供給計画・需給計画に関する主要論点】

1. 今後のシステム改革における事業者区分の変更等を見据え、どの事業者にこういった内容の提出を、どのタイミングで求めるか。
2. 供給計画(及び需給計画)の提出を受け、広域機関はどのような観点から把握・評価を行うか。
3. 供給計画について広域機関は取りまとめの上、必要がある場合は国に意見を付して提出することとなるが、どのような観点から意見提出や取りまとめを行うか。
4. 事業者が供給計画を提出するに当たり、詳細な記載方法などについて、どのような内容とするか(ガイドラインとの関係)。

- 現行の電気事業法においては、広域的運営による電気事業の総合的かつ合理的な発展の確保、及び長期的な需給見通しに着目しながら計画的かつ効率的に供給力の確保を図るため、今後10年間の需要見通し及び電気の供給等の計画を電力各社で毎年度作成し、届け出ることを一般電気事業者及び卸電気事業者に義務づけている。
- 一方、一定規模以上の特定規模電気事業者及び接続供給を受ける特定電気事業者については、電気関係報告規則に基づき、翌年度の電気の供給等の計画を毎年度作成し、届け出ることを義務づけている。

長期・短期 共通	【最大電力・電力量供給計画】 今後、10年間の需要想定（最大3日平均電力、需要電力量）、供給能力、供給電力量、及び供給予備率（年度別、翌年度については月別）	【電気の取引に関する計画】 今後、10年間の一般電気事業者、卸電気事業者、卸供給事業者からの最大受給電力、年間受給電力量（年度別、翌年度については月別）
短期 （翌年度）	【火力発電所の燃料計画】 発電所毎の発電用消費量（翌年度の燃料種別）	【発電所の発電・補修計画】 発電所毎の補修計画（電源種別、翌年度の月別）
長期 （10年）	【発電所の開発計画】 発電所毎の開発予定地、定格出力、工事費概算額、着工年月、使用開始年月（電源種別、10年以上の長期計画含む）	【入札計画】 入札による電気の調達規模、調達期間、募集時期、入札の上限価格
その他	【電力系統の状況】 最大需要電力発生時における会社間連系統線の状況（運用容量、受給電力）	【主要送電線路・変電所の整備計画】 送電線の区間・こう長・電線の種類、変電所の所在地、変圧器の種類・工事費概算額、着工年月、使用開始年月

等

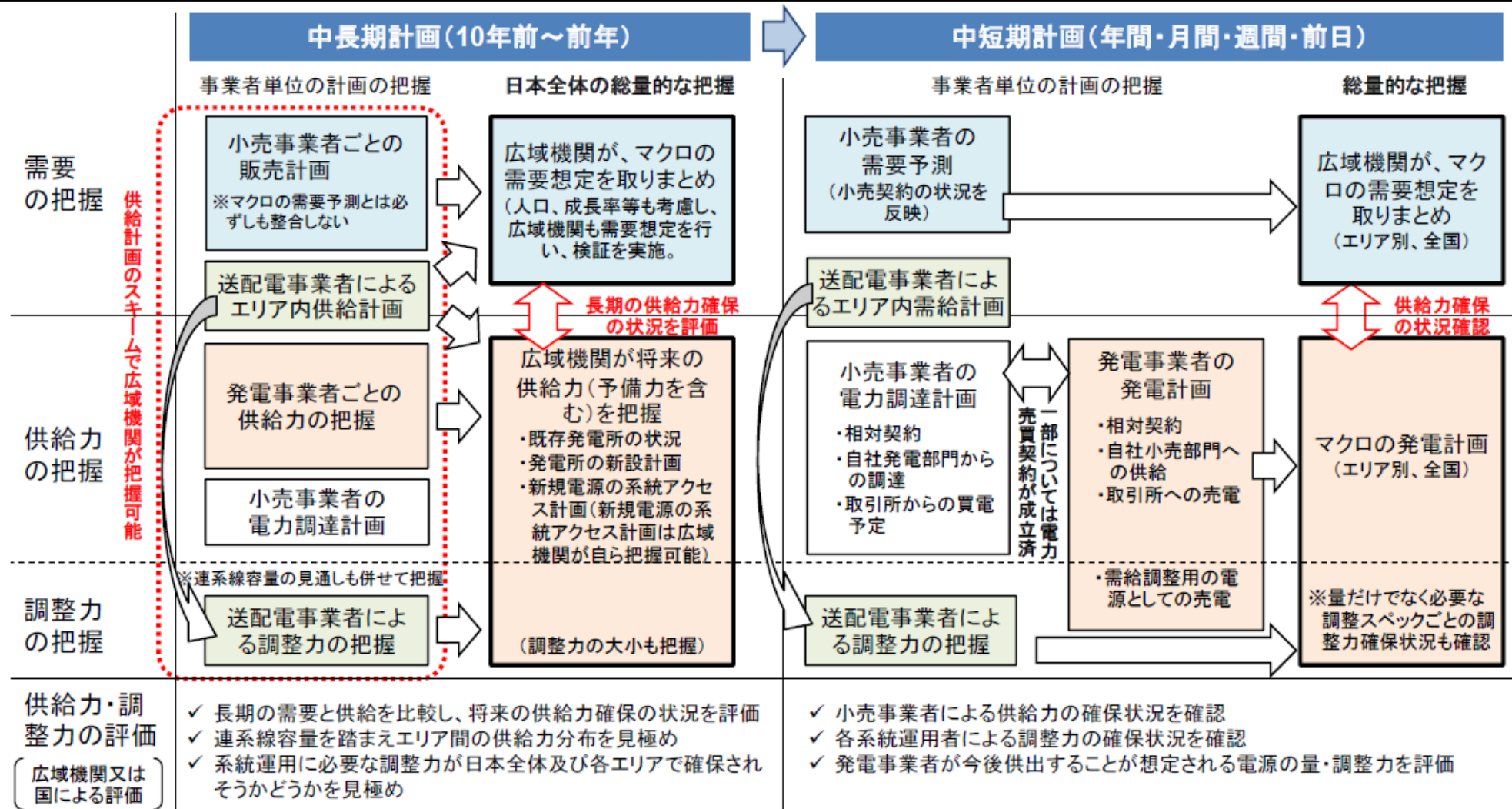
- 将来の供給力確保を図る前提として、我が国全体での中長期的な電力需給が見通せていることが必要。
- 現行の供給計画のスキームをベースとしつつ、広域機関が中心となり中長期的な電力需給を見通す仕組みを構築する。
- 短期的な需給バランスや調整力についても、広域機関において一元的に把握・評価する。

	現行制度の状況	システム改革後に期待されること
需要・供給力の把握	・一般電気事業者・卸電気事業者のみ把握可能(特電・新電力は簡易な別様式で短期のみ) ・供給計画の長期断面の情報と、週次・日次など短期断面の情報収集が一元的に集約されていなかった(週次・日次など短期断面はESCJルールで収集) ・需要想定について、一般電気事業者向けの、経済指標・人口等の前提条件は民間主体の取組として自主的に検討されていたが、新電力等については普及が十分でなかった ・発電所の計画外停止など、質的な状況の把握は出来ていなかった	⇒ 全ての小売事業者に需要(販売)見通しについて提出を求めることで、エリア／日本全体の需要の推測が可能 ⇒ 全ての発電事業者に供給力の状況について提出を求めることで、エリア／日本全体の供給力の存在・見通しを把握可能 ⇒ 短期断面についても需給計画を広域機関に集約することで、供給計画(長期)と合わせて長期・短期を連続的に把握可能 ⇒ 広域機関が、人口や経済成長率等も考慮したマクロの需要想定を取りまとめる ⇒ 新規事業者も含むすべての電気事業者が参照可能な情報を広域機関において提供することが可能になる ⇒ 発電所の計画外停止など質的側面も把握
調整力の把握	・電気事業者が保有する調整力については、エリア毎には把握・評価されてきたが、我が国全体でみたときには一元的に把握・評価されてきたとはいえない。	⇒ 送配電事業者が持つ調整力を広域機関で一元的に把握することが可能に ⇒ 連系線容量の見通しも広域機関において合わせて把握 ⇒ 調整力の大小(量)だけでなく、必要な調整スペックごとの調整力確保状況も確認

- 将来の供給力確保を図る前提として、我が国全体での中長期的・短期的な電力需給のバランスは以下のような概要で広域機関が把握・評価。供給計画については取りまとめの上、必要な場合には意見を付して国に提出。

【供給計画を通じて把握(広域機関が取りまとめの上、国に提出)】

【需給計画を通じて広域機関において把握】



- 広域機関は、供給力の安定的な確保を図り、需給バランスをチェックする観点から、国全体での中長期的な電力需給及び、短期的な需給バランスを把握する必要がある。
- このため、電気事業者には、法第29条で定める供給計画の届出の他に、広域機関への短期計画（需給計画）の提出を求める。

1. 背景・必要性

- 広域機関は供給計画（10年年次、1年月次）、需給計画（2年月次～翌日／当日時間別）の取りまとめを実施。
- この際、日本全国のマクロの需給バランス、事業者毎の需給バランス（供給力確保状況）をチェックした上、事業者への指導・勧告や国への報告といった業務を行う必要あり。
- これらの業務を滞りなく実現するためのルールとシステム構築が必要。

2. 方向性

- 事業者の事務負担を可能な限り軽減することを目指しつつ、供給力確保等の観点から、必要な情報を精査する。
 - 情報の提出先は広域機関に一元化（小売事業者等が提出する供給計画・需給計画に関し、送配電事業者が必要な情報は、広域機関から入手。）
 - 供給計画と需給計画の提出内容・内容の時間軸については、特段の必要性のない限り、重複を排除する。

	10力年 (年度別)	翌年度 (月別)	第2/1年度 (月別)	翌々月/翌月 (週別)	翌々週/翌週 (日別)	翌日/当日 (30分毎)	
供給計画	○	○					長期の需給バランスや電源・送電線の開発計画等を確認するための供給計画は、広域機関に提出し、広域機関が取りまとめて国に届け出る。
需給計画			○	○	○	○	短期の需給バランスを確認するための需給計画は、広域機関へ提出する。

参考：現状（供給計画とESCJルール*による提出計画）

* 連系線等の利用計画を除く

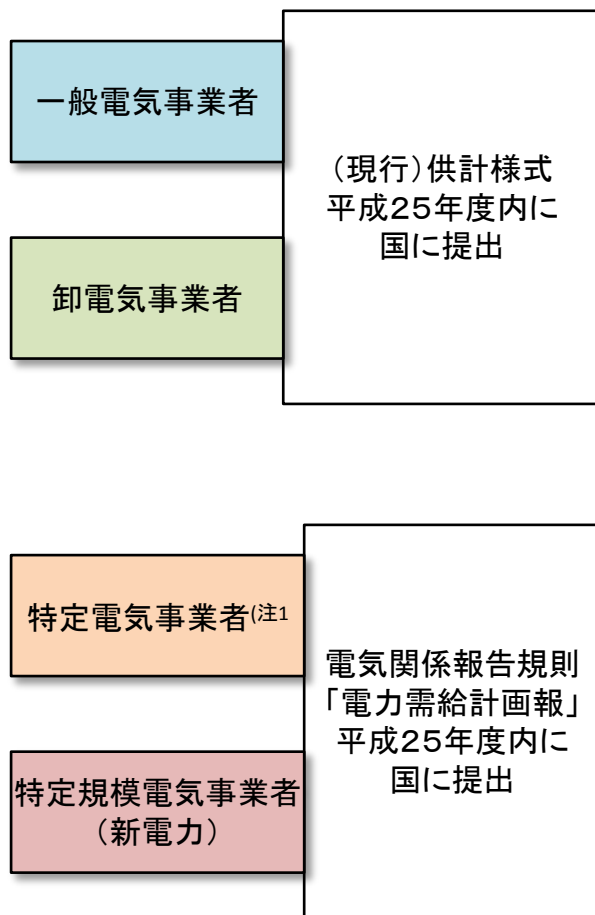
供給計画	対象期間	10力年	翌年度	備考	
	単位	年度別等	月別等		
発電所の開発計画書		○		11年度以降	様式第32 第5表
発電所の開発計画書（長期）		○			様式第32 第7表
主要送電線路の整備計画書		○			様式第32 第6の1表
主要変電所の整備計画書		○			様式第32 第6の2表
最大電力供給計画書（年度別、月別）		○	○		様式第32 第1表、第3表
電力量供給計画書（年度別、月別）		○	○		様式第32 第2表、第4表
電気の取引に関する計画書		○	○		様式第32 第8表 様式第36 第1表、第2表、第3表
入札による電気の調達等（翌年度、翌年度以降）		○			様式第32 第9の1表、2表
供給区域需要電力量想定書		○			様式第33
自社需要電力量想定書		○	○		様式第33の2 第1表、第2表
揚水式水力発電所発電計画明細書			○		様式第34 第1表
火力発電所発電・補修計画明細書			○		様式第34 第2表
原子力発電所発電・補修計画明細書			○		様式第34 第3表
火力発電所燃料計画明細書			○	第1表は上下年度別。第2表は年度のみ。	様式第35 第1表、第2表
電力系統の状況		○		初年度、第5年度、第10年度	様式第38
最大電力発生時における会社間連系線の状況		○		初年度、第5年度、第10年度	様式第38の2
最大需要電力発生時における電力潮流の状況		○		初年度、第5年度	

ESCJルール・託送約款による提出計画（特定規模電気事業者、特定電気事業者 ⇒ 一般電気事業者）	対象期間	第2/第1年度	翌々月/翌月	翌々週/翌週	翌日	備考
	単位	月別	週別	日別	30分毎	
	項目	平休日別 最大時kW、最小時kW	平休日別の 最大時kW、最小時kW	最大時kWと予想時刻 最小時kWと予想時刻		
	提出期限	10月末	毎月1日	毎週火曜日	毎日12時	※2 作業の開始・終了日時、停止内容、その他必要な項目 ※3 計画外作業、計画作業の変更分
需給計画		○	○	○	○	
発電計画		○	○	○	○	
発電設備の停止計画		※ 2	※2	※3		

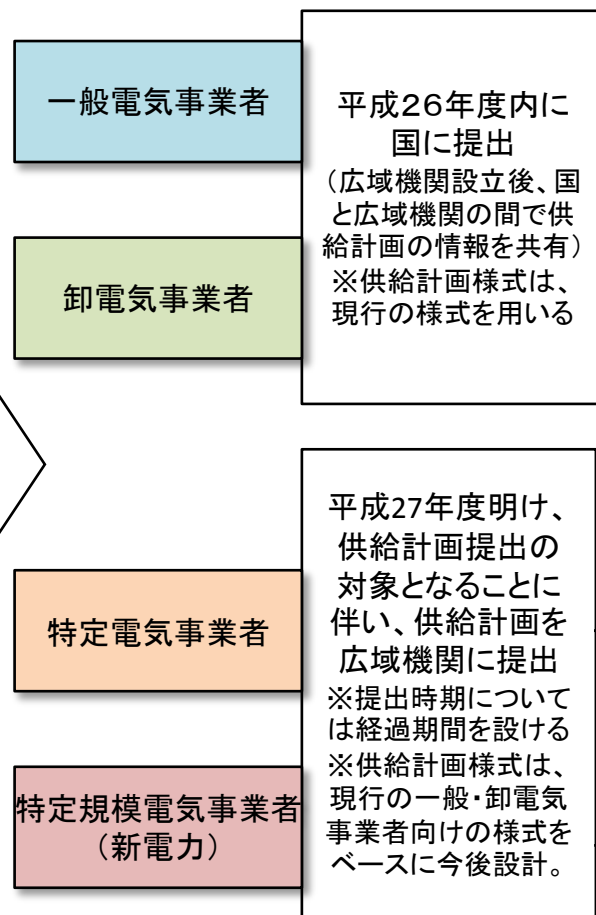
ESCJルールによる提出計画（一般電気事業者 ⇒ ESCJ）	対象期間	第2、第1年度	翌月		翌日	備考
	単位	月別	月別			
	項目	最大時kW	最大時kW		最大時kWと予想時刻 最小時kWと予想時刻	
	提出期限	3月25日	毎月25日		毎日17時30分	翌月、翌日の需給バランスは発電端
需給バランス		○	○		○	

○法第29条に基づく供給計画の届出について、電気事業者(ライセンス)毎、年度毎の対応方針概要を以下に示す。

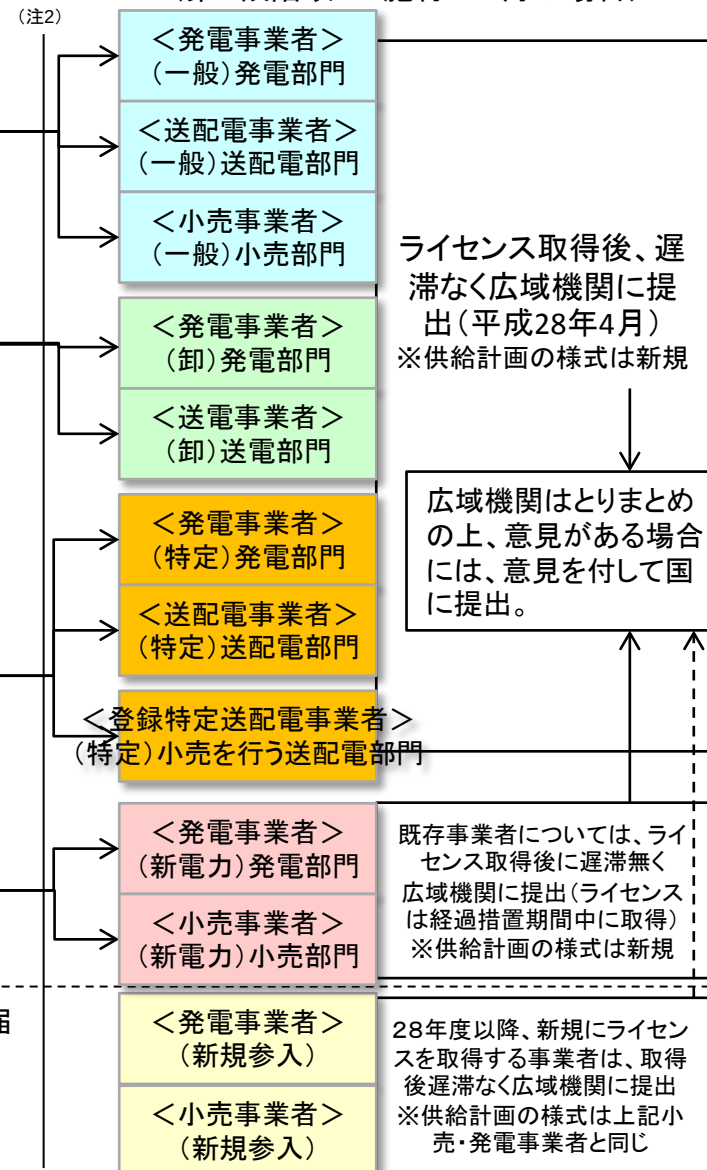
～平成26年度計画～



～平成27年度計画～ (第1段階改正)



～平成28年度計画～ (第2段階改正: 施行が4月の場合)



注1: 届出対象者は、接続供給を受ける特定電気事業者

注2: 平成28年度供給計画は、第2段階施行後に届出を求める。

○ 平成28年度供給計画の届出については、ライセンス制に基づき、以下に示す内容を事業者毎に提出することを想定。

○ 現行の供給計画様式を基本として具体的な様式を検討していく。

送配電	項目	現行様式	10年 (年度別)	翌年度 (月別)	提出内容等
需給バランス	最大電力供給計画書(エリア全体)	様式32-1,3	○	○	需要、供給力、予備率等(全日平均のピーク)
需給バランス	調整電力計画書	—	○	○	調整力必要量、調整力確保量等(全日平均のピーク)
需給バランス	電力量供給計画書(エリア全体)	様式32-2,4	○	○	需要電力量、供給電力量
需要想定	供給区域需要電力量想定書	様式33	○	○	需要電力量
補修計画	発電・補修計画明細書(揚水・水力等)	様式34-1		○	停止電力、供給電力、補修時期等、(水力等は新規)
補修計画	発電・補修計画明細書(火力・原子力)	様式34-2,3		○	停止電力、供給電力、補修時期等
系統・潮流・連系	電力系統の状況	様式38	○		域内の電力系統図(初年、第5、第10年度)
系統・潮流・連系	最大需要電力発生時における電力潮流の状況	様式38-2	○		域内の潮流図(初年、第5、第10年度)
系統・潮流・連系	最大電力発生時における会社間連系線の状況	様式38-2	○		各連系線の送電電力、受電電力(初年、第5、第10年度)
開発計画	発電所の開発計画書(長期含む)	様式32-5,7	○		出力、運転開始日等(工事費概算額は削除)
開発計画	主要送電線路の整備計画書	様式32-6-1	○		電線の種類、こう長等
開発計画	主要変電所の整備計画書	様式32-6-2	○		変圧器容量、電圧等

小売	項目	現行様式	10年 (年度別)	翌年度 (月別)	提出内容等
需給バランス	最大電力供給計画書(自社のエリア別)	様式32-1,3	○	○	需要、供給力、予備率等(全日平均のピーク)
需給バランス	電力量供給計画書(自社のエリア別)	様式32-2,4	○	○	需要電力量、供給電力量
需要想定	自社需要電力量想定書	様式33-2	○	○	需要電力量
調達計画	電気の取引に関する計画書	様式32-8,様式36	○	○	調達先毎の供給電力、供給電力量(発電事業者単位)
系統・潮流・連系	連系線利用計画明細書	—	○	○	銘柄毎の利用計画
調達計画	火力入札による電気の調達	様式32-9-1,2			※経過措置終了後に廃止

発電	項目	現行様式	10年 (年度別)	翌年度 (月別)	提出内容等
販売計画	電気の販売計画	—	○	○	販売先毎、自家消費、その他等の内訳、供給力量合計値等
補修計画	発電・補修計画明細書(揚水・水力等)	様式34-1		○	停止電力、供給電力、補修時期等、(水力等は新規)
補修計画	発電・補修計画明細書(火力・原子力)	様式34-2,3		○	停止電力、供給電力、補修時期等
燃料計画	火力発電所燃料計画明細書	様式35	○		燃料種別・調達国別の調達量、燃料種別・発電所別の消費量等
開発計画	発電所の開発計画書(長期含む)	様式32-5,7	○		出力、運転開始日等(工事費概算額は削除)

※上記に加え、停電頻度、計画外停止実績等、電気の質的側面についても提出を求めることを今後検討(送配電事業者または発電事業者からの提出を想定)

○広域機関設立後、供給計画の提出対象の拡大や、供給計画の提出内容が変更されることに伴い、具体的な記載方法等について定めた「供給計画ガイドライン」を国が示す必要がある。

○ガイドラインの検討に当たっては、現在、一般電気事業者及び卸電気事業者は、電気事業法29条に基づく供給計画の作成及び国への届け出の際に、電気事業法の施行規則に加え、記載方法などの詳細について資源エネルギー庁が作成している記載要領を参照しており、ガイドラインについてもこれら記載要領の内容を再度精査して活用することが考えられる。

＜現行の記載要領は、以下の事項について定めている＞

○供給計画の届け出内容、届出先、届出部数

○記載内容の基本的な考え方

- ・他の届出(各種アセス書、工事計画届出等)との整合性
- ・発電電力量の定義
- ・供給力の算定手法(火力、水力、原子力等) など

○供給計画の変更届出の取り扱い(変更届出を行う判断基準)

○供給計画の変更届出の届出対象、届出期限、届出先、届出部数

○供給計画の各届出様式における、各項目の詳細な数字の計上方法

- ・火力発電へ計上する電源について
- ・ひっ迫時抑制電力の考え方
- ・電源開発計画及び整備計画の記載方法
- ・他社との取引に関する計画についての記載方法
- ・系統図及び電力潮流の記載方法 など

(該当部分抜粋(例))

- 記載内容は、本届出書全体として不整合が生じないようにすること。
- 記載内容は、法第9条(電気工作物等の変更)、法第46条の5(方法書の届出)、法第46条の6(方法書についての意見の概要等の届出等)、法第46条の11(準備書の届出)、法第46条の12(準備書についての意見の概要等の届出)、法第46条の16(評価書の届出)、法第47条及び第48条(工事計画)、原子炉等規制法第30条(運転計画)など他法令等で経済産業大臣に提出された認可・届出等と可能な限り整合を図ること。
- 記載内容は、電力系統利用協議会への提出物等と可能な限り整合を図ること。
- 記載内容は、対外的に公表した事項等と整合を図ること。

(該当部分抜粋)

- 揚水発電所(混合揚水発電所を含む。)については、揚水発電電力量を年間可能発電電力量の欄に《 》書きで外数として記載すること。
- 出力1万kW未満であって火力発電所及びダムを伴わない水力発電所で法施行規則第46条第1項第二号イに規定する使用の開始又は能力の変更により河川流況の変化が生じないもの、並びに水力発電所及び地熱発電所の改良工事等に伴う最大出力変更については、「年間可能発電電力量」の欄、「工事費概算額」の欄及び「着工年月」の欄の記載を省略することができる。
- 離島の内燃力発電設備については、「名称及び設備番号」欄に離島発電設備の欄を設け、「所在地」の欄に地点数(××地点)、「最大出力(kW)」の欄に最大出力の合計値(合計××kW)、「使用開始年月」の欄に使用開始年度(××年度使用開始)を一括して記載すること。
- 最大出力の欄において、出力の大きい発電所については「万kW級」での表示も可能とする。
- 工事を伴わないで出力の変更する発電所又は廃止する発電所については、使用開始年月の欄に変更予定年月又は廃止予定年月を記載すること。
- 火力入札ガイドライン上、入札対象となる電源については欄外にその旨記載。

- 平成26年度供給計画を作成するに際して、参考とした記載要領資料について、記載されている項目は以下の通り。
- 広域機関設立に伴って国が示す「供給計画ガイドライン」においても、これらの事項を基本として供給計画で求める電力量等の計算方法、記入方法等について定める必要があると考えられる。
- ガイドライン策定に当たっては、新規事業者や小規模事業者等、事業者特性に配慮した形での供給計画記載方法の設定を検討する。

構成書類	記載項目
平成○年度供計届出書の記載要領	共通事項 様式別の記載上の注意事項等 －発電電力量(発電端電力量)の記載要領 －8月電力需給バランス表 記載要領 －「火力発電所の発電効率の推移」の記載要領 －今後10年間を超える5年間に開発する電源の入札による電気の調達規模及び調達期間に関する計画(記載例) －ひっ迫時需要抑制電力について
平成○年度供計届出書の運用要領	(手持ち)届出、変更届出、参考資料について、届出内容、様式、期限、届出先の説明
電力需給バランスに係る需要及び供給力計上ガイドライン	①背景、②本ガイドラインの対象、③算定方法(需要、供給力)④用語説明

- ・平成27年度以降、供給計画は広域機関が取りまとめ、国に報告することとしている。
- ・取りまとめの項目については、短期・中長期の電力需給の実績及び見通し、電源や送電線の開発計画等を盛り込む必要があると考えられる。
- ・取りまとめと合わせて、国に提出する際に添付する意見は、国から指導・勧告等を行うべき内容、全国的な観点からの電力需給の状況等について検討の上、特別な事情があり必要と考えられる場合には、当該意見を付して国に提出する必要がある。

<取りまとめ内容のイメージ>

1. 電力需要想定
 - (1) 平成20年度推定実績及び平成24年度見通し(短期)
 - ① 需要電力量
 - ② 最大需要電力
 - ③ 年負荷率
 - (2) 平成30年度までの見通し(長期)
 - ① 需要電力量
 - ② 最大需要電力
 - ③ 年負荷率
2. 供給力の確保
 - (1) 需給バランス
 - ① 平成20年度推定実績及び平成24年度需給バランス(短期)
 - ② 平成30年度までの需給バランス(長期)
 - (2) 電源構成の変化に関する分析
3. 送変電設備の増強計画
4. 広域運営の状況(エリア間の電気の販売・調達計画の状況等)
5. 電気事業者の特性分析(事業者の規模別分布や保有電源の分析等)

<別表>

- 別表1. 今後10年程度のエリア別需給バランス見通し
- 別表2. 電源開発計画(水力、火力、原子力等)
- 別表3. 次年度のエリア間融通計画
- 別表4. 次年度に着工を予定している主要電源
- 別表5. 次年度に運転開始を予定している主要電源
- 別表6. 次年度に廃止を予定している主要電源
- 別表7. 平成30年頃における連系系統概要

<添付する意見の内容(イメージ)>

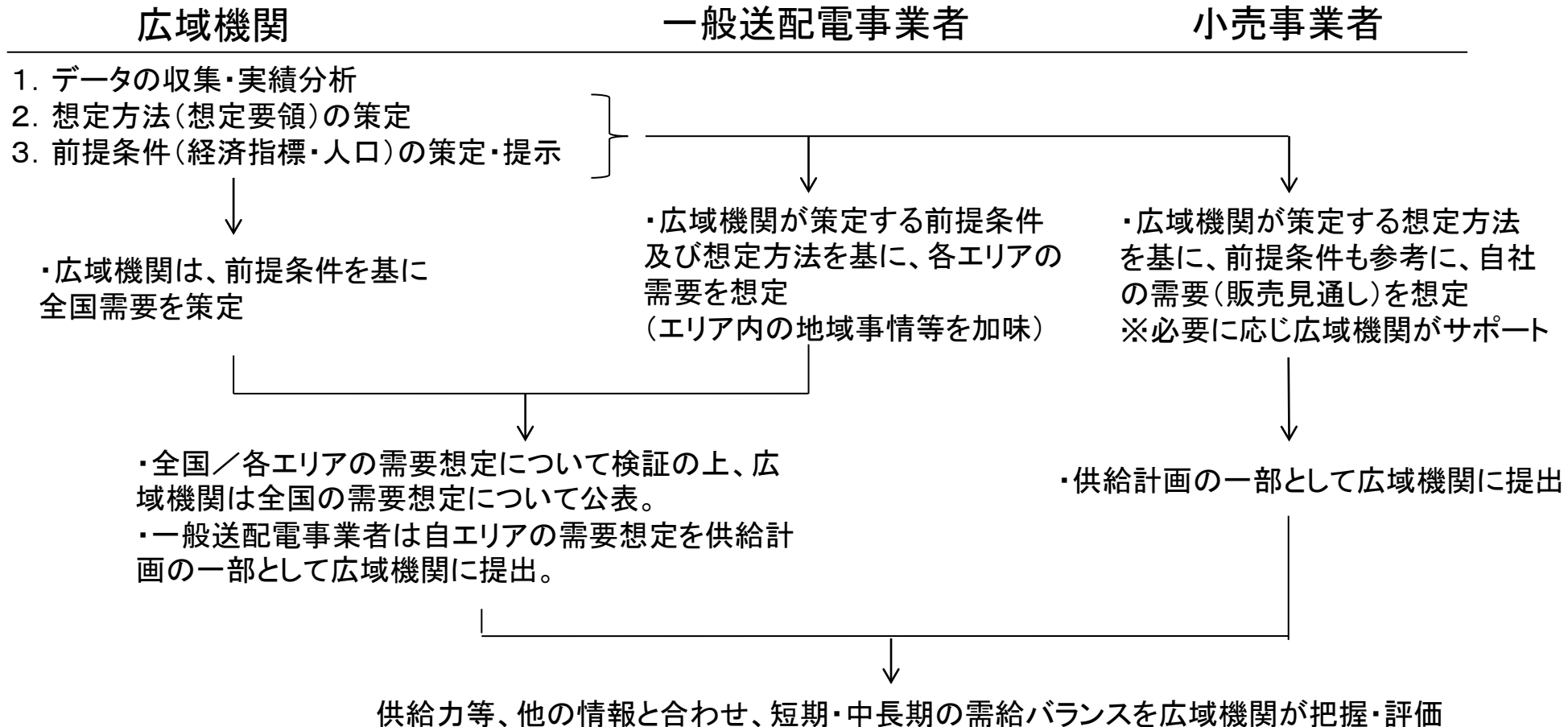
○意見については、左記取りまとめの内容等を踏まえ、例えば以下の観点から広域機関において検証を行い、必要がある場合に意見を付した上で国に提出する。

○国への意見の提出時期は、毎年度末の供給計画取りまとめと同時とすることを念頭に置くが、年度中に新規事業者が供給計画を提出してきた場合、同様に下記観点を踏まえた上で、必要に応じ意見を付して供給計画を国に提出する。

1. 全国又はエリアの電力需給バランス見通しを踏まえた、電源増強の必要性など、広く一般(電気事業者含む)に対して呼びかける内容を含む意見
2. 将来の電力需給バランスや潮流制約が著しく悪化する可能性が高いと見込まれる際に、電源入札制度や地域間連系線整備に関する国の政策方針など、広域機関だけでは対応できず、国に対して制度の見直し等を求めることを念頭に置いた意見
3. 電力需給の量的側面(アデカシー)、質的側面(セキュリティ)に関し、過去の分析と取りまとめ内容を比較し、どのような改善が見られたか、またはどのような改善が追加的に必要か等を分析した意見(1. や2. と重複する部分もあり得る)
4. 個別事業者のうち、供給計画の改善や情報提供など、広域機関が指導・勧告を行ってもなお改善が見られない場合に、国に対して事業者への供給計画の変更勧告・命令を行うことを要求する等、個別又は複数の電気事業者への措置を求めることを念頭に置いた意見
5. その他、特に広域機関が需給の安定化の観点から国に意見を述べるのが適当と考える事項

- ・今後、広域機関及び一般送配電事業者が実施する全国及びエリア内の需要想定や、各小売事業者が実施する小売需要の想定については、広域機関が想定方法や前提条件の策定・提示を行っていく。
- ・また、想定方法等については、広域機関が中心となって、過去の実績との比較等の検証などPDCAサイクルを回していく必要がある。

需要想定の流れ



※現在、一般電気事業者が策定したエリア毎の電力需要想定のとりのまとめ作業については、電気事業者等により設立されている日本電力調査委員会が実施している。今後、業務は広域機関に移管。

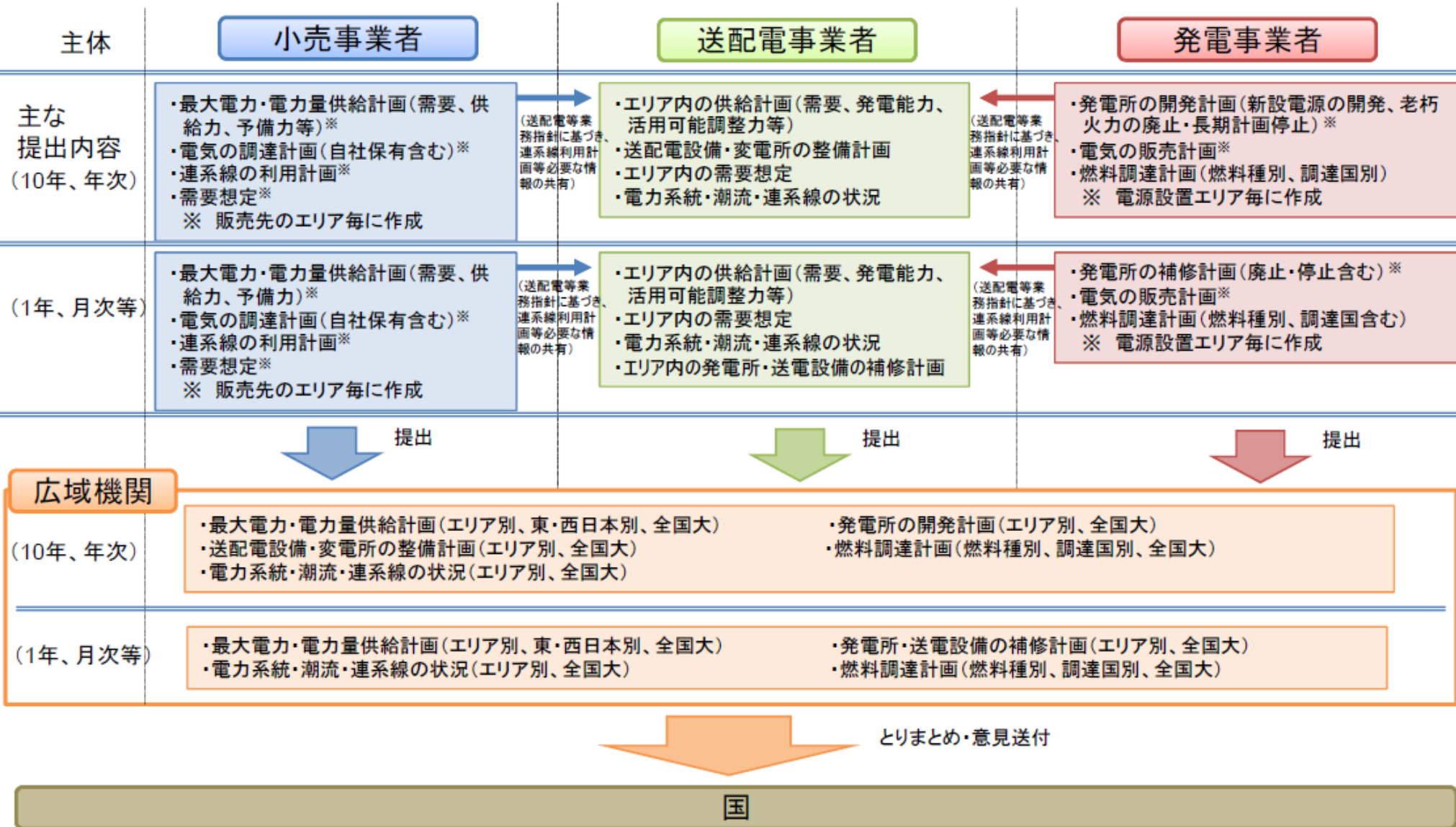
○ 供給計画のスキームにより、各主体に求める内容、行動及び国・広域機関の対応は以下のとおり

時間軸	小売事業者を求める内容、行動	送配電事業者を求める内容、行動	発電事業者を求める内容、行動
全体	■ 自らの顧客の需要(販売量)に応じた供給力を確保する。	■ エリア内の周波数制御及び需給バランス調整等に必要な調整力を確保する。	■ 供給力の確保のため、発電所の建設・維持を図る。
国・広域機関の対応	■ 小売事業者の供給力の確保状況を見つつ、必要に応じ業務の指導・勧告等を行う。	■ 送配電事業者の調整力の確保状況及び送配電設備整備計画を見つつ、必要に応じ業務の指導・勧告等を行う。	■ 発電事業者の建設・維持状況を見つつ、必要に応じ安定供給の確保に必要な指導・勧告等を行う。
各段階	①実需給の2～10年前 ■ 自らの年度毎の需要(販売計画)、供給力確保の状況(相対契約やスポット市場等の調達計画)を作成(10年、年次)。 ■ 想定需要は、将来の顧客の販売目標・維持や広域機関が事前に作成する経済フレーム等を基に作成。(②でも同様)	■ エリア全体の年度毎の需要、供給力の状況、調整力の確保状況(相対契約やリアルタイム市場等の調達計画)、送配電設備の整備計画を作成(10年、年次)。 ■ エリアの供給計画の作成に当たっては、小売事業者、発電事業者から必要な情報(*)の提供を受け、広域機関作成の経済フレーム等を基に作成。(②でも同様)	■ 設備の建設・維持状況及び販売計画を作成(10年、年次)。
国・広域機関の対応	■ 適切な計画でない場合(電源調達先が未定の場合等)には、指導・勧告等を行う。	■ 適切な計画でない場合(電源調達先が未定の場合や調整力の確保量が過小又は過大の場合、送配電等業務指針等に照らして適切な送配電設備整備計画が立てられていない場合等)には、指導・勧告等を行う。	■ 適切な計画でない場合(特定の発電事業者による計画に起因して、安定供給に支障を来すおそれがある場合(**))には、指導・勧告等を行う。 ■ 将来の供給力が不足と判断の場合： →長期の供給力確保策(P18)
②実需給の前年度	■ 月次の需要、供給力確保の状況及びスポット市場等の調達計画を作成(1年、月次)。	■ エリア全体の月次の需要、供給力の確保状況及びリアルタイム市場等の調達計画、送配電設備の整備計画を作成(1年、月次)。	■ 月次の供給力及び補修計画、販売計画(自社消費含む)を把握(1年、月次)。
国・広域機関の対応	■ 計画が適切でない場合： →短期の供給力確保策(P11)	■ 適切な計画でない場合(エリア内の発電送電設備の補修計画が、需要に照らして適切でない場合等)には、指導・勧告等を行う。	■ 適切な計画でない場合(発電設備の補修計画が適切でない場合等)には、指導・勧告等を行う。

(*)連系線の利用計画や新規電源の開発・廃止の計画等を想定

(**)エリア内の供給力を著しく減少させるような大量の老朽火力の廃止計画が提出される場合等を想定

○ 広域機関は発電事業者、送配電事業者、小売事業者から提出のあった供給計画により、我が国全体の中長期的な電力需給及び需給バランス維持のための調整力の確保状況等を把握する。



- 広域機関作成の需要想定手法や供給力評価方法等を基に、各事業者は想定需要や最大電力供給計画等を作成。補修計画等、各主体間の事前調整を経て、3月中旬に広域機関に供給計画を提出。
- 広域機関は各事業者から提出のあった供給計画をとりまとめ、3月末に意見を付して国に送付。

